明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農林物資の規格化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産五〇）　一

〔告　示〕
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件（外務二七六～二七八）　四
○円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二七九）
○アロチャ湖南西地域灌漑施設改修計画のための贈与に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二八〇）
○バングラデシュ人民共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二八一）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項の登録を受けた試験検査機関が試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があった旨を公示する件（厚生労働二七二）
○水先人に免許を与えた件（国土交通七二八）
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（同七二九）
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同七三〇）
○道路に関する件（東北地方整備局一八九、一九〇）
○道路に関する件（中国地方整備局六二、六三）
○道路に関する件（九州地方整備局一四六）　五

〔国会事項〕
内閣　環境省

〔人事異動〕
内閣　環境省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）

〔公　告〕
諸事項

官庁
財団、有権者申出方、証票無効関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等
平成二十八年度共済組合の決算（法務省・刑務）関係

会社その他

省令

○農林水産省令第五十号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、並びに日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二条第二項第四号、第四条第一項（同法第五条において準用する場合を含む。）及び第七十五条の規定に基づき、農林物資の規格化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月三日

農林水産大臣　山本　有二

農林物資の規格化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
日本農林規格等に関する法律施行規則	農林物資の規格化等に関する法律施行規則
（農林物資の品質等に準ずる事項） **第一条**　日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号。以下「法」という。）第二条第二項第四号の農林水産省令で定める事項は、農林物資、農林物資の取扱い等（同項第二号に規定する農林物資の取扱い等をいう。以下同じ。）又は試験等（同項第三号に規定する試験等をいう。以下同じ。）に関する用語とする。	（新設）
（手続の進捗状況に関する情報の公表） **第二条**　農林水産大臣は、法第三条（法第五条において準用する場合を含む。）の規定による規格の制定並びに日本農林規格の確認、改正及び廃止（以下「確認等」と総称する。）に関する手続の進捗状況に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。	（日本農林規格の制定等に関する計画） **第一条**　農林水産大臣は、毎年度、農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号。以下「法」という。）第七条（法第九条において準用する場合を含む。）の規定による規格の制定並びに日本農林規格の確認、改正及び廃止（以下「確認等」と総称する。）に関する計画（以下「日本農林規格の制定等に関する計画」という。）を作成するものとする。